別記１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は，この契約による本件業務（以下「事務」という。）を処理するに当たっては，個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）を始めとする関係法令に従い，個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は，この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し，又は解除された後も，同様とする。

（管理体制等の事前通知）

第３　乙は，この契約による事務の責任者及び当該事務に従事する者を明確にし，その管理体制，実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について，甲に，あらかじめ，通知するものとする。なお，変更する場合も，同様とする。

（従事者への周知）

第４　乙は，この契約による事務に従事する者に対し，在職中及び退職後においても，この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならないこと，これに違反した場合は，個人情報保護法又は番号法の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（従事者への監督及び教育）

第５　乙は，この契約による事務に従事する者に対し，個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第６　乙は，この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは，その目的を明確にし，当該事務を処理するために必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第７　乙は，甲の指示又は承諾があるときを除き，この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し，又は第三者に提供してはならない。

（安全確保の措置）

第８　乙は，この契約による事務に係る個人情報の漏えい，滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

（持ち出しの禁止）

第９　乙は，この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて，乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第１０　乙は，甲の指示又は承諾があるときを除き，この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し，又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第１１　乙は，この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け，又は乙が収集し，若しくは作成した個人情報が記録された資料等を，この契約が終了し，又は解除された後直ちに甲に返還し，又は

引き渡さなければならない。ただし，甲が別に指示したときは，当該指示した方法により処理するものとする。

（報告義務）

第１２　乙は，甲に対し，この契約の遵守状況について甲が指示する頻度で定期的に報告しなければならない。

（事故報告義務）

第１３　乙は，この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ，又は生じるおそれがあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，その指示に従わなければならない。この契約が終了し，又は解除された後も，同様とする。

（取扱要領等の作成）

第１４　乙は，個人情報の適正な管理の確保を図るため，個人情報の取扱いに関する要領等を作成し，甲に報告しなければならない。ただし，甲が必要でないと認めた場合は，この限りでない。

（実地検査）

第１５　甲は，この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において，乙における事務の管理体制，実施体制及び個人情報の管理の状況を年１回以上，原則として実地検査により確認するものとし，乙はこれに協力しなければならない。

（勧告）

第１６　甲は，乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは，乙に対し，必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（再委託の制限）

第１７　乙は，この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし，やむを得ず第三者（委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託するときは，あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

２　乙は，甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を第三者に委託するときは，この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させるものとし，乙はそのために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

３　乙が甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を再委託した場合において，甲は，乙を通じて又は甲自らが再委託先に対し，第１５に規定する措置を実施するものとし，再委託先はこれに協力しなければならない。

４　甲又は乙は，再委託先のこの契約による事務における個人情報の取扱いが不適当と認めるときは，再委託先に対し，必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

５　前４項の規定は，再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第１８　甲は，乙が本特記事項に違反していると認めたときは，契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第１９　乙は，この契約による事務に係る個人情報の漏えい，滅失，毀損その他の事態が発生した場合において，その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。

（注）１　甲は実施機関を，乙は受託者をいう。

２　個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して，適宜必要な事項を追加し，又は不要な事項を省略するものとする。